

韓国知的財産ニュース 2016年7月前期

(No. 322)

発行年月日：2016年7月20日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、7月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法施行令の全部改正 (2016.7.12)

関係機関の動き

- 2-1 第17回国家知識財産委員会 (2016.7.1)
- 2-2 映像口述審理等、国民中心特許政策の成果拡大 (2016.7.4)
- 2-3 地理的表示団体・証明標章登録出願における予備審査面談制度を施行 (2016.7.4)
- 2-4 特許庁、営業秘密管理に関するガイドブックを発行 (2016.7.5)
- 2-5 特許庁、特許分類付与専門機関を追加指定 (2016.7.5)
- 2-6 12月に国内最大の知的財産権統合展示会を開催 (2016.7.11)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 特司警、偽造部品納品業者を検挙 (2016.7.14)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 世界のデザイン出願、20年ぶり減少傾向へ (2016.7.12)

その他一般

- 5-1 ブレグジット、EU特許統合に悪影響 (2016.7.6)
- 5-2 今年下半期、相次ぐ特許満了によるジェネリックの競争激化が予想 (2016.7.13)

法律、制度関連

1-1 商標法施行令の全部改正

韓国特許庁(2016.7.12.)

商標法施行令の全部改正(大統領令第 27331 号)が 2016 年 7 月 12 日付で公布されましたので、お知らせします。

□ 改正理由

商標出願に関する一部の業務を特許庁長が指定する専門機関に依頼できるようにし、商標権を設定するための登録をする場合、商標公報に掲載して登録公告するように改められた「商標法」の全部改正(法律第 14033 号、2016.2.29.公布、2016.9.1.施行)を受け、専門機関の業務を具体化し、商標公報に掲載して登録公告をする事項を定める一方で、他の商標登録出願より優先して審査するよう、要請できる商標登録出願対象を拡大する等、法律で委任された事項とその施行に必要な事項を定めることを目的とする。

□ 主要内容

イ. 商標専門機関の業務範囲(案第 11 条第 1 項)

商標登録出願の審査に必要な場合、特許庁長が指定する専門機関に依頼できる業務の範囲について、商標の使用実態調査、商標の取引実態調査、国際商標登録出願に関する翻訳と特許庁長が商標登録出願の審査に必要と認める業務等に定める。

ロ. 優先審査の対象拡大(第 12 条)

優先して審査を要請できる商標登録出願の対象に、商標登録出願人が当該商標登録出願に関する商標と同一・類似の商標を使用する者に書面を持って警告した場合、条約に基づく優先権主張の基礎となる商標登録出願をした場合であって、外国特許機関で優先権主張を伴う出願に関する手続きが行われている場合等を追加することにより、出願人の利便性を高め、紛争の早期解決を図る。

ハ. 商標公報に掲載する登録公告事項(第 14 条)

特許庁長は、商標権を設定するための登録をした場合、標章、指定商品、商標登録番号、

商標登録日、条約に基づく優先権主張に関する事項等を商標公報に掲載して登録公告をするようにする。

□ 施行日：この令は2016年9月1日から施行する。

改正全文は、韓国法制処のホームページ(<http://www.moleg.go.kr/main.html>)にてご覧いただけます。

関係機関の動き

2-1 第17回国家知識財産委員会

未来創造科学部(2016.7.1.)

- 政府は6月29日(水)第17回国家知識財産委員会* (以下知財委)を開催し、
- 「2017年度政府知的財産財源配分方向」、「海外進出中小企業知的財産権(以下、IP)戦略支援特別委員会構成・運営計画」、「発明者と使用者の共生に向けた職務発明制度改善案」、「2015年度国家知的財産施行計画の点検・評価結果」等、計4つの案件を議決した。

* 国家知識財産委員会：「知的財産基本法」に基づく大統領所属委員会
委員(計33人)：共同委員長(国務総理ファン・ギョアン・クジャヨル)長官(13人)、民間委員(20人)

- [案件1] 「2017年度政府知的財産財源配分方向」
- 政府の来年度の知的財産分野事業(2016年約3.2兆ウォン規模)に対する財源配分方向と投資戦略を下記のように提示した。
- 3大基本方向を「①世界的な高付加価値知的財産の創出強化、②知的財産権保護の実効性向上、③知的財産の生態系強化」に設定し、成果を最大化するための投資戦略を提示した。
- 第一に、「世界的な高付加価値知的財産の創出」のために、人工知能(AI)・3次元

(3D)プリンティング・モノのインターネット(IoT)等、第4次産業革命を主導する新技術開発の投資を拡大し、技術や環境変化に予め対応するための新知識、ソフトウェア(SW)、コンテンツ、デザイン、ブランド等、高付加価値知的財産の創出支援を強化する。

- 第二に、知的財産権保護の実効性向上と関連し、知的財産紛争の急増に対応した知的財産保護制度の改善及び定着支援を強化し、特に紛争への対応能力が脆弱な中小・中堅企業の知的財産権保護に向けた協力・連携を拡大する。
- 第三に、知的財産の生態系を強化するために、知的財産の創出・保護・活用生態系の好循環を牽引する知的財産の管理及びサービス人材の養成に加え、市場適合型の価値評価体制及び金融支援との連携等、市場中心の知的財産ビジネスの活性化に向けた投資を拡大する。
- 同案件は対内外経済環境や知的財産関連動向、事業実績に対する評価結果等を分析して各界の専門家の検討を経て策定したもので、
 - 企画財政部及び未来創造科学部に通知して来年度政府予算編成(案)に反映させる計画だ。

□[案件2] 「海外進出中小企業 IP 戦略支援特別専門委員会の構成・運営(案)」

- 海外に進出する韓国中小企業の知的財産紛争への対応を支援するための特別専門委員会を知財委内に構成・運営することにした。
- 韓国中小企業の海外進出が急速に増加しているが、知的財産権に対する認識・準備不足で技術の流出はもちろん、国際的知的財産紛争の危険にさらされる等、困難を抱えている。
 - * 中小企業の海外直接投資推移(百万ドル):('13)2,651→('14)2,987→('15)4,124
- 特に、特許出願世界1位の国に浮上した中国は最近、「懲罰的損害賠償制度」の導入を検討する等、自国の知的財産権の保護に向けた取り組みを強化している。
 - * (中国の知的財産権紛争) 韓国企業が経験した235件の紛争のうち86件が中国で発生

- これを受け、知財委では、海外ビジネス・知的財産の専門家で構成された「海外進出中小企業 IP 戦略支援特別専門委員会」を運営し、韓国中小企業が海外に進出する前に点検すべき知的財産戦略をビジネス段階別*に開発し、「知財戦略案内書」の形で年内に発行して配布する予定だ。

* 市場調査-競合会社分析-知的財産獲得-現地パートナー合弁-現地知的財産紛争-出口

□[案件 3] 「発明者と使用者の共生に向けた職務発明補償制度改善案(案)」

- 現行の職務発明補償制度で指摘されてきた「職務発明の二重譲渡の憂慮」、「企業負担」等の問題点を改善することで、職務発明制度を活性化させるとともに発明者と使用者の権益調和を図るという内容だ。

○ 主な内容

- 企業内に予約継承規定がある場合、当該発明の完成時点で特許を受ける権利を直ちに使用者に承継させ、

* (現行)発明後 4 ヶ月以内に使用者が文書により継承の意思を通知しなければならない

- 職務発明が企業の費用で行われることを考慮し、職務発明補償制度を導入していない企業にも通常実施権は保障し、
- 政府研究開発(R&D)事業に参加する企業に対し職務発明補償制度の導入を制度化する一方、
- 職務発明の認定対象を現在の発明、考案、創作から、「半導体配置設計」及び「植物新品種」まで拡大する。

- 特許庁は、このような内容の発明振興法改正案を 7 月頃立法予告する予定だ。

□[案件 4] 「2015 年度国家知的財産施行計画の点検・評価結果」

- 16 の中央行政機関及び 17 の広域地方自治体で 2015 年に推進した主要課題に対する

実績を評価し、示唆点や優秀事例、改善・補完事項等を示した。

○ 評価結果・主要示唆点

- 中央行政機関の場合、IP-R&D 戦略、技術価値評価及び金融、IP 侵害対応等の支援体制は一層堅固になった反面、

- ・ 知的財産教育及びソフトウェア著作権保護の認識、生物資源を始めとする新しい知的財産の管理等は補完が必要だと評価された。

- 広域自治体の場合、これまで特許費用の支援、企業対象のコンサルティング、教育・人材養成等の取り組みが活性化されたが、

- ・ IP 専門人材の拡充、関連機関との協力、地域企業の特性を踏まえた支援を強化する必要があると評価された。

○ 課題別には、優秀課題 7 つ、改善必要課題 6 つを選定した。

- 優秀課題事例は、機関に共有・配布してベンチマーキングするようにし、改善必要課題については広域自治体等を対象にコンサルティングを提供する一方、改善計画を策定して履行状況を点検する計画だ。

□ 一方、会議を主宰したク・ジャヨル委員長は冒頭発言で、

○ 「全世界が第 4 次産業革命の流れの中で、革新的技術が従来の産業と市場の秩序を崩壊させる転換期を迎えている状況にあり、優秀な知的財産の創出・保護・活用がいつにも増して重要だ」と強調し、

○ 「今年、知財委の発足から 5 年目の節目となるだけに、今年末まで韓国知的財産政策の青写真を構築することに全力を尽くしたい」と述べた。

□ さらに、知識財産戦略団(知識財産委員会事務局)のホン・ナムピョ団長は、

○ 「韓国中小企業が中国等海外に進出する際、知的財産関連紛争により大きな被害を受けている。知財委中に中小企業の知的財産紛争の対応を支援する特別委員会を設置して 7 月から毎月開催し、今年中に韓国企業が満足するような成果を挙げたい」と話した。

2-2 映像口述審理等、国民中心特許政策の成果拡大

韓国特許庁(2016.7.4.)

- 特許庁と政府 3.0 推進委員会は、政府 3.0 の趣旨に従って「特許審判映像口述審理」を実施して特許顧客の利便性を向上させ、
- 「特許ビックデータを活用した個別対応型 R&D 戦略(以下 IP-R&D)」を提供して中小企業の競争力を高めているとの報告を行った。
- ※ 7月4日「特許審判遠隔映像口述審理の実施及び特許ビックデータを活用した個別対応型 R&D 支援」というタイトルで国務会議に報告

- ※ 政府 3.0 : 国民が中心となる政府を実現するためのあらゆる政府革新努力
- ① 政府が持つ情報とデータを国民に開放・共有(透明な政府)
- ② 省庁間の仕切りを取り払って仕事をきちんとする政府を実現(有能な政府)
- ③ 国民一人一人が幸せな個別対応型サービスを提供(サービス政府)

1. 特許審判における遠隔映像口述審理の実施

- 特許庁は、ソウル-大田間遠隔映像口述審理システムを構築し、当事者の移動時間と費用を減らしただけでなく、当事者の都合のいい時に口述審理ができるようにした。
- * 審判口述審理:特許紛争時に両当事者が審判廷に出席して自分の主張を展開する制度
- 首都圏に居住するほとんど(90.5%)の当事者は自分の意見を十分に展開できる口述審理を好むにもかかわらず、
 - 大田にある審判廷へ移動するのにかかる時間と費用のために口述審理を受けることに負担を感じていた。
- これを受けた特許庁は、政府 3.0 の趣旨を生かして特許審判口述審理を映像で実施することにした。
- * 審判当事者と代理人が集中的に分布しているソウル-大田間の遠隔映像口述審理シ

システム構築(2014年4月)

- 映像口述審理は世界でも類を見ない行政サービスであり、移動時間やコストが削減できる上、都合のいい時に口述審理ができるので利用者数が増加している。
- 調査結果、95%が満足しており、97.6%が再利用する意思を明らかにする等、顧客満足度が非常に高かった。
- * 映像口述審理件数(口述審理件数全体に占める割合):2014年下半期 76件(24%)→2015年上半期 79件(24%)→2015年下半期 110件(35%)→2016年上半期 119件(39%)
- 今後、特許庁は、審判官面談と技術説明会にも遠隔映像システムを活用する予定だ。

2. 特許ビッグデータを活用した個別対応型 R&D 支援(IP-R&D)

- また、特許庁は、特許ビッグデータを活用した個別対応型 R&D 戦略を提供して、中小企業に最適の研究開発の方向性を提示し、ライバル社の特許技術を回避しつつ、ライバル社を圧倒する優秀特許を創出することも支援している。
- 中小企業は海外企業の特許攻勢により紛争が発生すると、人材と資金不足で後の祭りのように対処し、勝敗を問わず訴訟費用により存亡の危機に直面する場合はほとんどだ。
- * 韓国企業の特許紛争の現況:(2009)151件→(2011)278件→(2013)340件
- こうしたことから特許庁は、特許ビッグデータ*を活用して個別中小企業の特性に合う R&D 戦略を支援する案を策定した。
- * 特許ビッグデータ:技術的問題に対する多様な解決策が記録されており、技術変化の方向を容易に把握できる有用な資料。全世界に公開された累積特許は3億件で、技術知識の80%が特許文献に公開され、このうち75%は特許文献にのみ公開
- その結果、中小企業はグローバル大手企業と輸出契約を締結したり、新技術の研究開発期間を短縮する等、多くの成果を挙げてきた。
- 今後、特許庁は IP-R&D 支援事業を素材・部品分野から産業分野全体に拡大し、特許以外にブランドやデザインまで総合的に支援する計画だ。

- チェ・ドンギョ特許庁長は「政府 3.0 の価値を特許行政業務全般に拡大して、国民中心の特許行政サービスが提供されるよう持続的に努力する」と述べた。
- ソン・ヒジュン政府 3.0 推進委員長は「政府 3.0 の核心は、既存の供給者中心のサービスを、需要者中心に見直して不要な費用を減らしていくことだ」と話した。

2-3 地理的表示団体・証明標章登録出願における予備審査面談制度を施行

韓国特許庁(2016.7.4.)

特許庁は、地理的表示団体・証明標章登録出願(以下「地理的表示出願」という)が速やかに登録を受けられるよう、拒絶理由通知前に審査官が出願人との面談を通じて拒絶理由や補正方向を案内し、出願人が自ら補正して予め拒絶理由を解消できるようにする予備審査面談制度を7月4日から施行すると発表した。

予備審査面談の申し込みができるのは、地理的表示出願の出願人又は代理人であり、地理的表示出願の中で優先審査決定を受けた出願について申込みことができる。

出願人は特許庁のホームページ「審査官/審判官の面談コーナー」を通じて優先審査決定書発送日から10日以内に、申込欄に3つの面談希望日時を記載して申し込めば、優先審査決定書発送日から15日以内に予備審査面談の可否を通知されるという仕組みだ。

予備審査面談では、正確な審査や早期権利化に係るものなら何でも相談可能で、審査官は出願に対する事前検討結果、審査意見及び拒否事由を説明し、出願人は商標及び提出書類の内容に関する説明を行うことができる。

予備審査面談後、出願人は予備審査面談内容を参考にして補正書を優先審査決定書発送日から35日以内に提出することができ、審査官は出願人の補正書の提出と関係なく優先審査決定書発送日から45日以内に1次審査の結果を通知する。

特許庁のチェ・ギョワン商標デザイン審査局長は「予備審査面談を通じて、出願人は拒絶理由及び補正の方向について審査官と事前に協議することで、地理的表示団体標章登録出願等の登録可能性を高め早期権利化を図ることができ、審査官は、出願人から出

願内容について説明を直接聞き、正確な審査が可能になるだろう」と期待を示した。

2-4 特許庁、営業秘密管理に関するガイドブックを発行

韓国特許庁(2016.7.5.)

最近、技術流出による韓国企業の被害が増加しており、営業秘密保護の重要性がますます高まっている。これを受け、特許庁は『営業秘密管理のための標準書式活用ガイド』(以下標準書式ガイド)を発行する等、中小企業の営業秘密を保護するための支援を積極的に推進していく計画を明らかにした。

中小企業 A 社は、中核人材が競合会社に転職することによって、営業秘密の流出被害を受けた。同様に、元従業員によって技術が流出された B 社は、社内セキュリティ管理規定の制定や秘密保持誓約書の徴求等を通じて営業秘密保護に取り組んだにもかかわらず、訴訟で敗訴した。当該書式に営業秘密の定義について具体的に明記されていなかったためだ。

営業秘密流出のほとんどが元・現従業員によって行われており、裁判所では営業秘密に該当するか否かを判断する際、秘密保持誓約書等を徴求したかを重要な要素として検討している。したがって、営業秘密を守るためには秘密管理を強化し、秘密保持誓約書、競業禁止約定書、社内セキュリティ規程等を通じて役員・社員を対象に具体的保護義務を課すことが最も重要だ。

それでも企業で既存使われていた書式は保護対象を具体化する必要性を見過ごしていたり、内容があまりにもシンプルなため入社者・退社者、プロジェクト参加者等、対象別に考慮すべき特異点が反映されていないケースが多かった。

今回構築された営業秘密標準書式は、関連判例だけでなく、韓国企業の経営環境、業種別特性等を最大限反映して実効性のある営業秘密保護手段を提供しており、解説も付いていて企業の実務者が活用しやすく構成した。

標準書式ガイドは、営業秘密保護センターのホームページから入手できる。さらに、営業秘密保護コンサルティングを申込み中小企業は、営業秘密保護管理システムの設置だけでなく、営業秘密管理書式を含む企業内技術保護の現況点検や改善事項に対するア

ドバイスも受けられる。

* 特許情報院営業秘密保護センター (www.tradesecret.or.kr、1666-0521)

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「営業秘密保護書式は、営業秘密の流出を防ぐための事前管理だけでなく、紛争の際にも秘密管理性の立証のために重要な資料となる」と強調し、「標準書式と様々な支援事業を一緒に活用すれば、シナジー効果により技術保護のための安全装置を一層強化できるだろう」と述べた。

2-5 特許庁、特許分類付与専門機関を追加指定

韓国特許庁(2016.7.5.)

特許庁は、特許再分類事業のために3つの民間企業[(株)ケイティジ、(株)アイピーソリューション、(株)トータルリーフ]を特許分類付与専門機関として追加指定したと明らかにした。¹

特許庁の特許再分類事業とは「技術によって分類された国際特許分類(IPC)を、検索効率性を高めるために最新技術を反映してさらに細分化した先進特許分類(CPC)に分類し直すこと」をいう。²

特許庁は、特許審査期間の短縮及び品質向上に向け、審査官の審査業務の一部である先行技術調査と特許分類等の業務を民間の専門機関に任せている。こうした特許審査支援事業は、経歴が断絶した女性科学技術者を含め理工系の女性に雇用を提供している。

一例として、特許庁の先行技術調査業務を行っているアイピーソリューション(株)は、女性の割合が50%(全体48人のうち25人、経歴断絶女性5人含む)以上の知的財産サービス企業だ。最近では、特許庁の特許分類事業を行うために大田地域に住む経歴断絶女性を新たに採用した。

¹ 公共機関である特許情報振興センター及び民間企業である(株)ウィップス、(株)アイピアイ、(株)クレオシアンの業務を他の民間企業にも追加開放

² 国際特許分類は(IPC)、国際的に統一された特許分類で約7万個の分類がある半面、先進特許分類(CPC)は、先行技術調査の効率性等のために、米国・欧州特許庁が共同開発した約26万個の分類で構成されている。

特許審査支援事業を遂行する民間特許企業 4 社[(株)ウィプス、(株)アイピーソリューション、(株)ケイティジ、(株)トータルリーフ]における女性社員の割合は、約 51%(全体 228 人のうち 115 人)である。

これは、調査と分析を主な業務とする特許業務の特性上、几帳面で細かい女性が高い競争力を持って活躍していることを示す。また、企業によると、経歴断絶女性は過去の業務経験を元に科学技術や特許をよく理解するため所定の教育だけでも特許業務にすぐ適応するという。

女性の求職者も特許業務は単なる一般事務の仕事ではなく、科学技術の専門性をもとに個人の専門能力の発揮や自己実現が可能な業務分野として認識している。

特許庁は、特許審査支援事業を指定制から登録制に緩和する案を推進中であり、これが実現すれば、より多くの民間特許企業における「理工系女性の雇用創出」が期待できる。

特許庁のチャン・ワンホ特許審査企画局長は「最近、特許庁で審査能力が最も優れた審査官として選定した『審査第一人者』にも女性審査官が選ばれた。女性が競争力を持つ特許分野において、専門性を備えた女性科学技術者の持続的な活躍を期待する」と述べた。

2-6 12月に国内最大の知的財産権統合展示会を開催

韓国特許庁(2016. 7. 11.)

特許庁が主催し韓国発明振興会が主管する国内最大規模の知的財産権統合展示会「2016 大韓民国知的財産大展」が来る 12 月 1 日から 12 月 4 日までの 4 日間、ソウル市三成洞の COEX1 階の Hall A で開催される。本展示会は、「2016 年創造経済博覧会」と統合開催され、同期間「大韓民国発明特許大展」、「ソウル国際発明展示会」、「商標・デザイン権展」等のイベントが行われる。

今年で 35 回目を迎える「大韓民国発明特許大展」では、7 分野の 100 点余の優秀発明品の授賞と展示が行われる。出品作の受付は、7 月 11 日から 8 月 8 日までであり、参加対象となる発明は、学生と外国人を除く特許、実用新案を出願又は登録した権利者と、

その承継人の発明品(技術を含む)であり、韓国の国民であれば誰でも申請が可能である。

国内最大規模の国際発明品展示会として、今年で12回目を迎える「ソウル国際発明展示会」は、世界各国から出品された発明製品を一堂に集め、優れた発明品を選出する競演の場であり、7月18日から10月14日まで出品作を受付ける。昨年開催された「ソウル国際発明展示会」には全世界34カ国の全723点の発明品が展示された。国内外に特許、実用新案、デザインとして出願中又は登録された権利を保有する大学生以上の一般人又は企業であれば申請できる。

今年10回目の開催となる「商標・デザイン権展」は、優秀商標・デザイン権の公募展を通じて企業の重要資産である優秀ブランド及びデザインを発掘して授賞するもので、公募展の出品作の受付は、7月25日から8月22日である。参加対象は、韓国人であって過去5年以内に特許庁に登録された斬新且つ独創性のある「商標」や「サービス標」又は「デザイン」の権利者であれば誰でも申請が可能である。

今回の「2016大韓民国知識財産大展」への個人又は企業の出品は、韓国発明振興会のホームページ(www.kipa.org)で参加申請書と出品物説明要約書等をオンラインで受付ける。出品人1人又は企業1社当たり出品可能な発明品は最大3点となる。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 特司警、偽造部品納品業者を検挙

韓国特許庁(2016.7.14.)

特許庁の商標権特別司法警察(以下「特許庁特司警」)は、中国製の偽造エンジン部品を韓国鉄道公社の大田鉄道車両整備団に納品したキム氏(65歳)を商標法違反の疑いで在宅起訴したと、14日明らかにした。

特許庁特司警によると、ソウル市衿川区で資材流通センターを運営するキム氏は、2014年9月から2015年3月まで2回にわたって中国で偽造された米国のカミンズ社*のエンジン部品(納品契約価格1,700万ウォン)を鉄道公社に納品した疑いを受けている。

* カミンズは米国に所在したエンジンメーカーで、世界190カ国に販売法人を保有

特許庁特司警の調査結果、キム氏は2014年8月に韓国鉄道公社との間でムグンファ号列車に使用されるカミンズ社の純正エンジン部品を納品することに入札契約を締結した。その後、キム容疑者は中国で製造された偽造エンジン部品を持ち込み、鉄道公社に1,700万ウォン相当のエンジン部品を納品したことが確認された。

韓国鉄道公社は、キム氏が納品した部品は純正品と形が異なり、製造番号がないことを発見し、特許庁特司警に偽造品の可能性について捜査を依頼した。

特許庁特司警と韓国鉄道公社は、1月にキム氏が納品したエンジン部品について、米国カミンズの本社(商標権者)に真贋判定を依頼した結果、純正品ではなく偽造品であることが最終的に確認された。

続いて4月20日、キム氏が納入して鉄道公社が大田鉄道車両整備団の物品倉庫に保管中の中国製偽造エンジン部品1,200点余りを全量を押収した。

キム氏が納入した偽造エンジン部品であるシリンダーヘッドバルブガイド、オイルクーラー用ガスケット、冷却水ホース等は、エンジンの性能低下やエンジン停止等、列車の安全運行に深刻な危険をもたらしかねないことが明らかになった。

特許庁のソ・ドンウク産業財産調査課長は「本捜査の件は、国民の安全を脅かす代表的な偽造品販売業者に対する取り締まりだ。これからもモニタリングをさらに強化して国民の安全を脅かしたり、国民生活に大きな影響を及ぼす大規模かつ常習的な偽造品の流通行為について、取り締まりを集中的に行う計画だ」と話した。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 世界のデザイン出願、20年ぶり減少傾向へ

電子新聞(2016.7.12)

過去20年間急成長してきた世界のデザイン市場が2014年に入って急激に低迷し始めた。

IP 専門メディアの IP ワッチドックによると、2013 年 95 万 6,600 件に達していた世界のデザイン出願は、2014 年に入って 85 万 4,400 件に急落した。約 10%の減少となった。中国をはじめ米国、日本、韓国等、主要特許大国の出願減少が主な原因と分析された。

世界知的所有権機関(WIPO)の報告書によると、2014 年中国のデザイン出願は前年比 14.9%減少した。中華人民共和国国家知識産権局(SIPO)が 1985 年デザイン出願を開始して以来、初めのマイナス成長である。同期間、日本(-4.5%)、韓国(-2.3%)、米国(-1.8%)等軒並み減少した。

一方、欧州地域では、デザイン出願が増加した。フランスが 7.6%と最も高い成長を記録し、その次にドイツ(+6.6%)、ロシア連合(+5.5%)、スイス(+2.8%)等が続いた。この他に、イラン(+83.7%)、インド(+9.6%)、モロッコ(+9.2%)等においてもデザイン出願が増加した。

中国のデザイン出願の減少は、中国経済がこれまでとは違うことを端的に示す事例という評価が出ている。

韓国知識財産戦略院のペ・ジンウ グループ長は「デザイン特許は、製品の生産と密接に係っており、各国の製造業の活性化の度合いを判断できる。中国のデザイン特許の減少は高成長を続けていた中国製造業の成長エンジンの異常兆候と解釈される」と指摘した。実際に 2015 年、中国の経済成長率は 6.9%と 25 年ぶりに最低値を記録した。デザイン登録が急増したイランの場合は、昨年国内総生産(GDP)が前年より 8.7%増加した。

中国のデザイン出願は減少傾向にあるが、依然として全世界のデザイン出願の 66%(56 万 4,555 件)を占めている。また、まだグローバル企業の中国におけるデザイン出願は増加している。中国の製造競争力はまだ強固であることを意味する。

一方、中国を除いた日本、米国等では、アップル・サムスン間のデザイン訴訟から火がついたデザイン確保競争が収まり、デザイン特許出願が減ったものと分析される。

イ・カンウク IP ノミックス記者 wook@etnews.com

その他一般

5-1 ブレグジット、EU 特許統合に悪影響

韓国特許庁(2016. 7. 6.)

英国の EU 離脱の決定は、欧州の知的財産権の統合にマイナス影響をもたらすものとみられる。

まず、欧州商標デザイン庁 (EUIPO) への一度の出願で EU 全域で保護を受けられる EU 商標・デザイン制度はブレグジットの手続きが完了した以降は英国には適用できなくなる。

そのため、ブレグジット後、英国で新しい商標・デザインの保護を受けるためには、EU とは別途に英国にも出願をしなければならない。従来に登録された EU 商標とデザインについては、英国内権利消滅による混乱を防止するために、英国政府が別途の立法により自国内で保護する方策をつくるという分析があり、英国の後続措置に対する備えが必要となる。

欧州特許庁 (EPO) を通じた従来の欧州特許は、EU 設立以前に締結された別途の条約に基づいており、EPO は特許審査だけを行い、権利の登録と管理は各国ごとに独立してきているため、ブレグジットによる変化はない。

しかし、EU が意欲的に推進してきた「単一特許 (Unitary Patent)」の導入と「統合特許裁判所 (Unified Patent Court)」の設立は、ブレグジットによって支障を生じるものとみられる。単一特許は、一度の出願と登録により EU 全域に同一の効力を持つ特許だ。EU は、出願人の費用・負担軽減、特に中小企業の競争力強化に向け、単一特許の導入を進めてきた。

単一特許及び統合特許裁判所関連条約は必須批准国としてドイツ、フランス、英国を規定しており、統合特許裁判所もパリ、ミュンヘン、ロンドンに設置するよう明示している。英国の必須批准国地位はイタリアが継承するものと予想され、制度の導入が取り消されることはないと考えられる。しかし、必須批准国の変更や統合裁判所所在地移転の決定が英国の EU 離脱の手続きが完了してから行われるものとみられ、単一特許の

施行は相当期間遅延されかねない。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「ブレグジットによって単一特許制度による欧州地域の中小企業競争力強化が相当期間遅延されるとみられる。従来登録された EU 商標・デザインを保有した韓国企業は、英国内の権利変動や英国政府の後続措置に関心を持って備えることが必要だ」と強調した。

5-2 3D 立体音響技術に関する特許出願が増加傾向

韓国特許庁(2016.7.9.)

ステレオシステムを基盤とした立体音響実現技術に関する研究開発が着実に進められ、これに関する特許出願も増加傾向にある。

特許庁によると、過去3年間立体音響技術関連の国内特許出願は2013年342件、2014年329件、2015年382件と、計1,053件と集計された。

出願技術をオーディオ再生装置の観点から区分すると、二つのスピーカー(2チャンネル)に出力するステレオシステム技術が393件、追加的なスピーカー(マルチチャンネル)が必要なサラウンドシステム技術は243件出願された。二つの技術を含む共通技術は417件だ。

これは、事実上立体音響の標準規格である5.1チャンネルオーディオが普及した後も、2チャンネルオーディオを活用して立体音響を実現しようとする研究開発が活発に行われていることを示唆する。

特許技術の多出願人はサムスン(168件)、フラウンホーファー(ドイツ、116件)、クアルコム(米国、88件)、ドルビー(米国、63件)、韓国電子通信研究院(59件)の順だった。次いで国内大学(58件)と中小企業(40件)が加勢し、韓国人出願の割合は60%水準へと次第に増えている。

特許出願の技術動向を見ると、立体音響実現技術は、3次元実空間で感じる音源の方向と距離感をスピーカーを通じてそのまま再現するための方向に発展した。

そのために、ソフトウェア的に仮想音源を出力する 2 チャンネル方式は、▲ダミー・ヘッドを利用したバイノーラルレコーディング技術、▲音波の空間伝達関数(RTF³)を適用した音長模擬技術、▲頭部伝達関数(HRTF⁴)を使って 360° 全方位で仮想音源を演出する認知的再生技術等が改良発明されている。

一般人が安価で手軽に楽しめる 2 チャンネル方式は、対話型放送コンテンツ、仮想現実、増強現実、ゲーム、医療産業等により適しており、さらに、難聴者を対象に個人対応型立体音響を提供することも可能だ。

また、スピーカーを通じて実質音源を出力するマルチチャンネル方式は、▲音客体別分離録音技術、▲7.1 チャンネル又は 9.1 チャンネルから 256 チャンネルに至る高チャンネル化技術、▲スピーカー配置技術、▲チャンネル別特徴パラメータを利用したアップ・ダウンミキシング技術、▲雑音・クロストーク⁵除去技術等が改良発明されている。

マルチチャンネル方式は、多くのスピーカーを必要とするためコストが高い上、設置時に熟練した専門家が必要となり映画館や公演場、オーディオマニアを中心に普及される。

特許庁のマ・ジョンユン電子部品審査チーム長は「実際にバイノーラル方式の 2 チャンネルの試作品で実感音響を鑑賞して見ると、その技術力に感心する。多様な分野における活用性が高いだけに、関連技術はさらに発展するだろう」と述べた。

5-3 今年下半期、相次ぐ特許満了によるジェネリックの競争激化が予想

デジタルタイムズ(2016. 7. 13.)

今年下半期、製薬会社の主要品目の PMS(市販後調査)期間満了と特許満了等が相次ぎ、

³ RTF(Room Transfer Function)： 実際空間で発生した音について、特定の位置でインパルス応答を録音して時間軸を周波数軸に変換した値で、これを利用すれば、録音された音源に空間感を与えることができる。

⁴ HRTF(Head Related Transfer Function)： 音は、人間の頭の形と聴覚期間である耳の形状によって違う音に聞こえるが、音の発生位置を 360° の方位角と 180° の高度角の間を特定の間隔に分け、それぞれの位置で発生した音が両耳に到達する時点でインパルス応答を求めた値

⁵ クロストーク： 構造上、二つのチャンネルが近くにあると、片方のチャンネルの信号が他方のチャンネルに流れ込むが、そうすると音の明瞭さが低下する。このようにチャンネル間の干渉により信号が歪曲されることを意味する。

市場競争が一層激しくなる見通しだ。

PMS は、臨床試験を経て許可を受けた医薬品について、市販後の副作用等を検証する段階だ。臨床試験で効能と安全性を立証しても追加的な安全性を確認する段階であるだけに、この期間の間には、製品の特許とは別にジェネリックの販売が制限され、オリジナル薬の開発会社は、実質的な独占権を行使することができる。逆に PMS 期間が満了すると、ジェネリックで市場に参入しようとする競合会社が当該製品に残っている特許を回避したり、特許審判院から無効審判を獲得して、最も早かった場合は、優先販売権を獲得して市場に参入することができる。

このため、特許関連攻防が激化している。韓国 BMS 製薬の慢性骨髄性白血病治療剤「スプリセル」は、今年第 1 四半期 IMS ヘルスを基準に約 54 億ウォンの売上高を記録した大型品目だ。このスプリセルが来月 19 日に PMS 期間が満了することから、国内製薬会社は 96 件の特許無効審判を提起したが、BMS 社はこれらすべてに対応し、ジェネリックの発売を阻止した。

一方、第 1 四半期の売上が 202 億ウォンに上るドイツのベーリンガーインゲルハイムの高血圧治療剤「ツインスター」は、PMS 期間満了後、様々なジェネリックが発売される予定だ。ツインスターの物質特許は 2013 年 1 月で満了したため、国内の製薬会社は PMS の満了を待っていたのだ。現在、ベーリンガーインゲルハイムと販売提携を結び、ツインスターを販売する柳韓洋行はもちろん、安国薬品、一同製薬等製薬会社約 10 社がジェネリックを発売する計画だ。

この他にも、韓国ヤンセンの統合失調症治療剤「インベカソスティナ」が今月 25 日、韓国ノバルティスの慢性閉鎖性肺疾患治療剤「オンブレス」吸入用カプセルは来月 25 日、ノボノディスクの糖尿病治療剤「ビクトザーペンジュ」は 10 月 5 日、PMS 期間が満了する。

ある製薬会社の法務チームの関係者は「ジェネリック許可書類は PMS 期間満了日以降すぐ出せるため、製薬会社は予め PMS 満了品目の製剤研究をする。PMS 期間が満了しても特許が問題となる場合は、造成物や配合等を変え、特許を回避したり積極的に無効審判を提起したりしている」と述べた。

来月 9 日で PMS の期間満了となるアッビー「ヒュミラ」は、国内よりも海外で特許紛

争が激化する見通しだ。国内では、サムスンバイオエピス、セルトリオン、LG 生命科学、東亜ソーシオホールディングス系列 DM バイオ等がヒュミラのバイオシミラーをそれぞれ開発しているが、アッビーは 2019 年 1 月に満了する物質特許等 15 件の国内特許を保有しており、欧州でもバイオシミラーの進入を防ぐため、乾癬等の適応症特許を追加して満了時点を 2022 年に延長した。これを受け、世界バイオシミラー市場の攻略を狙う国内企業は、特許専門人材を置いて海外特許紛争に備えている。

下半期には様々なブロックバスター製品の特許が満了する見通しだ。下半期に特許が切れる主要品目は、△SK ケミカルの骨関節炎治療剤「ジョインスジョン」、△ロシュの肺がん治療剤「タルセバ」△韓国ヤンセンの統合失調症治療剤「インベガスチーナ注射」及び「インベガ徐放錠」△アストラゼネカの肺がん治療剤「イレッサ」等だ。第 1 四半期の売上ベース 50 億ウォン規模のジョインスジョンは 9 月 30 日、52 億ウォン規模のタルセバは 10 月 31 日、計 42 億ウォン規模のインベガ徐放錠・インベガスチーナ注射は 11 月 27 日、72 億ウォン規模のイレッサは 12 月 1 日にそれぞれ特許が終了する。

キム・ジソプ記者 cloud50@dt.co.kr

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム